

## 東栄町定住促進支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東栄町内に住宅を取得する者に対し、東栄町定住促進支援補助金(以下「補助金」という。)を交付し、住宅取得の初期費用の負担を軽減し、町内定住を促進するとともに、将来にわたって賑わいを保ち続けるまちづくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 定住 東栄町内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

### (支援対象住宅)

第3条 この要綱において補助金の交付対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号に該当する新築住宅とする。

- (1) 町内において、自ら又は家族が居住するための住宅であること。
- (2) 自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること。

### (交付の対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 交付対象の新築住宅に住所を有する者又はその確約ができる者
- (2) 東栄町に定住する意思があり、地域活動に参加できる者
- (3) 交付対象者及び同一世帯の者全員に、現在居住している市区町村に徴収金等の滞納がない者。
- (4) 申請者を含む世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

### (補助の対象及び金額)

第5条 補助金の支給額は、一律30万円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 申請者は、事業の着手前に、東栄町定住促進支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建設工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 住宅の各階平面図

- (3) 徴税等に滞納がないことの証明書（本町に納税している場合を除く）
- (4) 居住者全員の住民票、確約書（様式第1号-2）（本町に住所がある場合を除く）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 交付申請は、同一世帯において1回限りとする。

（補助金事業の交付決定通知）

第7条 町長は、前条の申請を受理したときはこれを審査し、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更の申請）

第8条 申請者は、工事内容等を大幅に変更する場合または工事を中止する場合は、東栄町定住促進支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した時は、その内容を審査の上、東栄町定住促進支援補助金変更決定通知（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 第7条に規定する交付決定を受けた者は、事業終了後速やかに東栄町定住促進支援補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 町長は、実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは東栄町定住促進支援補助金の額の確定について（様式第7号）により決定者に通知するものとする。

（補助金の請求書）

第12条 前条に規定する額の確定を受けた者は、速やかに東栄町定住促進支援補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告又は調査）

第14条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、対象者に対して必要な事項の報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、偽りの申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。